

うるま市告示第213号

うるま市電子入札取扱要綱を次のように定める。

令和7年10月31日

うるま市長 中村 正人

うるま市電子入札取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市（以下「市」という。）が発注する電子入札システムによる入札を適正かつ円滑に執行するため、うるま市契約規則（平成19年規則第9号。以下「契約規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が行う入札に関する事務を市の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札システムを使用しないで書面により行う入札をいう。
- (4) I Cカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項に規定する主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子システムをいう。）に対応しているカードをいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象は、市の発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等委託業務で市長が指定する案件とする。

(電子入札システムの運用管理者)

第4条 電子入札システムを運用し、管理を行うため、電子入札システム運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務部契約検査課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子入札システムを利用可能な状態に維持管理すること。
- (2) 電子入札システムの適切な利用を進めること。
- (3) 電子入札システムの適正な運用を図るために必要な事項に関するこ

(電子入札の執行事務)

第5条 電子入札の執行は、案件の発注を担当する課（以下「担当課」という。）において行うものとする。

(電子入札対象参加者の範囲)

第6条 電子入札に参加することができる者は、うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程（令和6年うるま市告示第226号）第6条の規定に基づく入札参加資格登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者とする。

(利用者情報の登録等)

第7条 前条に該当し、電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札システムの利用に必要な情報（以下「利用者情報」という。）を電子入札システムに登録しなければならない。

- 2 利用者情報を登録する際には、ICカードを使用しなければならない。なお、利用者情報の登録は、1者につき複数枚のICカードを登録することができるものとする。
- 3 利用者情報を登録したICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより再度利用者情報を登録しなければならない。
- 4 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、速やかに利用者情報の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義等)

第8条 ICカードの名義人は、名簿に登録された者の代表者又は代表者から入札、見積り及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）のいずれかとする。

- 2 代表者又は受任者のICカードを使用して行われた入札手続は、全て当該ICカードの名義人が行ったものとみなす。
- 3 名義人の変更等により利用者情報登録済みのICカードが使用できなくなった場合は、速やかにICカードを再取得するとともに、前条第3項の手続を行わなければならない。

(共同企業体におけるICカードの取扱い)

第9条 特定の案件に対応するために結成された共同企業体（以下「特定JV」という。）として入札に参加する場合は、当該特定JVの全ての構成員は、入札参加資格申請及び入札書提出に関する権限について当該特定JVの代表構成員に委ねるものとし、代表構成員のICカードを使用し入札に参加するものとする。

（案件登録）

第10条 担当課は、電子入札を行う案件を電子入札システムに登録するものとする。

（入札の公告等）

第11条 電子入札を実施しようとするときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）においてその旨を明記するものとする。

（期日等の設定）

第12条 入札書受付開始日は、原則として開札日の2営業日前の日とする。

- 2 入札書締切日は、原則として開札日の1営業日前の日とする。
- 3 入札書受付開始日時及び入札書提出締切日時は、案件ごとに設定するものとする。
- 4 見積期間及びその他電子入札の実施に必要な期日の設定は、契約規則その他の規程に準ずるものとする。

（入札参加申請）

第13条 電子入札で行う一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告に定める入札参加申請書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、申請書等の提出方法について、入札公告に電子入札システムを使用する以外の方法を記載している場合は、この限りでない。

- 2 担当課は、申請書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

（入札書等の提出）

第14条 電子入札で行う一般競争入札の受付票の発行を受けた者又は指名競争入札の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、担当課があらかじめ指定する入札書提出締切日時までに、電子入札システムに入札金額及び電子入札システムが保有するくじ機能（以下「電子くじ」という。）で使用する3桁の数字（以下「電子くじ番号」という。）等の必要事項を入力し、入札書を提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、担当課が積算内訳書及びその他資料（以下「内訳書等」という。）の提出を求めたときは、電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。

3 前2項の規定により提出する入札書及び内訳書等は、その電磁的記録が市の使用に係る電子入札システムに到達した時点で提出されたものとする。

4 電子入札システムにより提出された入札書、電子くじ番号及び内訳書等の書換え、引換又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退届)

第15条 入札参加者が入札を辞退したいときは、辞退届を電子入札システムにより提出しなければならない。

(紙入札を認める特例)

第16条 第14条の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、担当課へ紙入札参加承認願（様式第1号）を当該入札の入札書提出締切日時の前日17時までに提出し、承認されたときに限り、紙入札での参加ができるものとする。

(1) I Cカードが失効、破損等で使用できなくなったことによる、再発行申請中の場合（当該申請手続が確認できる場合に限る。）

(2) 入札参加者のシステム障害等により電子入札での参加ができない場合

(3) I Cカードの名義人に変更等があり、新たな名義人によるI Cカードの取得手続中の場合（当該取得手続が確認できる場合に限る。）

(4) 前各号に掲げる場合のほか、入札参加者の責めに帰することができない事由があると認められる場合

2 担当課は、前項の規定により紙入札参加承認願が提出されたときは、当該入札手続の影響を考慮したうえでその認否を決定し、その結果を紙入札参加承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(紙入札の取扱い)

第17条 担当課は、前条の規定に基づき、紙入札での参加を認めた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）に対し、電子入札に係る操作を行わないよう指示する。ただし、既に行われた電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

2 紙入札参加者は、紙入札参加承認通知書に基づき、入札書及び内訳書等を担当課の指定する場所に持参して提出しなければならない。

3 紙入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を担当課の指定する場所に持参して提出しなければならない。

(内訳書の確認)

第18条 入札書と同時に提出された内訳書の確認は、原則として入札書提出締切日時以降、開札までの間に行う。

(開札)

第19条 開札は、公告等に示した日時において、これを行わなければならない。

2 担当課は、紙入札参加者がある場合は、希望する当該紙入札参加者（代理人を含む。

次項から第5項までにおいて同じ。）を開札に立ち会わせるものとする。

3 担当課は、前項の規定により開札に立ち会う当該紙入札参加者がある場合は、電子入札システムによる開札前に委任状等の紙入札における所要の確認を行った後、入札書等の入った封筒を開封するものとする。

4 前項の規定により開封した入札書は、担当課において入札金額等及び電子くじ番号を電子入札システムに登録し、当該紙入札参加者に対し、正しく入札金額等及び電子くじ番号が登録されたことを確認させるものとする。ただし、当該入札書にくじ番号の記載がないときは、001を電子くじ番号として登録するものとする。

5 担当課は、第2項から第4項の場合において、開札に立ち会う紙入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(複数入札等の取扱い)

第20条 担当課は、複数落札の制限のある入札に係る開札を行う場合は、先に執行した入札（以下「先入札」という。）の落札者が、その後に執行する入札（以下「後入札」という。）に入札書を提出しているときは、当該後入札の入札書は無効とする。

(電子くじによる最低制限価格の決定)

第21条 電子入札において、最低制限価格を設定する場合は、電子くじを用いて決定するものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第22条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじの手続を電子くじにより行い、落札者を決定するものとする。

2 前項の規定により落札者を決定した場合は、その結果を電子入札システムにて公表するものとする。

(落札者となるべき者がいる場合の措置)

第23条 担当課は、開札の結果、落札者となるべき者がなく、再度の電子入札（再々度の電子入札を含む。以下同じ。）に付するときは、再度の電子入札に係る入札書等の提

出締切日時を指定し、電子入札システムにより入札参加者（再度の電子入札に参加できない者を除く。）に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話等の方法により通知するものとする。

- 2 前項の規定により行う再度の電子入札の入札書受付期間は、再度の電子入札の通知から30分間とする。ただし、全員の再度の入札の提出が確認できた場合には、直ちに入札書の受付を締め切り、開札することができるものとする。
- 3 担当課は、落札者となるべき者がなく電子入札を中止するときは、電子入札システムにより入札参加者に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話等の方法により通知するものとする。

（落札者決定の保留）

第24条 担当課は、落札者の決定に一定以上の時間を要すると判断したときは、落札者の決定を保留することができるものとし、落札者の決定を保留した場合には、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話等の方法により通知するものとする。

（落札者決定後の措置）

第25条 落札者が決定したときは、契約規則第37条の規定による落札通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札参加者に対しては、書面又は口頭により通知するものとする。

- 2 落札者が決定し、当該入札が完了したときは、うるま市建設工事等の入札及び契約に関する公表規程（平成17年うるま市告示第10号）に基づき、速やかに入札結果を電子入札システムにより公表するものとする。

（日時、入札方法等の変更等）

第26条 担当課は、天災、広域停電、電子入札システムの障害等（以下「障害等」という。）により電子入札システムの使用が一時的に困難となった場合において、入札書等の提出締切日時、開札日時等の変更が必要と判断したときは、当該日時等を変更することができる。

- 2 担当課は、障害等により電子入札システムの使用が一時的に困難となった場合において、電子入札の確実な実施が見込めないと判断したときは、紙入札に変更し、又は電子入札を中止することができる。
- 3 担当課は、前2項の規定により、電子入札の日時等を変更し、又は電子入札を中止した場合は、改めて入札公告、指名通知等の変更を行うなど適切な措置をとるものとする。

(電子ファイルの作成基準)

第27条 電子ファイル（この告示において、資料、書類等提出を求める電子文書をいう。以下同じ。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、別表のとおりとする。

- 2 入札参加者は、コンピュータウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずコンピュータウイルス感染のチェックを行わなければならない。
- 3 担当課は、提出された電子ファイルがコンピュータウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者に対し、コンピュータウイルスに感染している旨を連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(I Cカード等の不正使用等)

第28条 担当課は、入札参加者を偽り、I Cカード又はユーザID等（以下「I Cカード等」という。）の不正使用等（名義人になりすまして入札手続に参加した場合をいう。以下同じ。）があるとき、又は不正使用等の疑いがあるときは、次の各号に掲げるI Cカード等の不正使用等があるとき、又は不正使用等の疑いがあると確認した時点の区分に応じ、当該各号に定める取扱いができるものとする。

- (1) 開札までの場合 当該入札参加者について、当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済のものは、当該入札を無効とする。
 - (2) 落札決定後、契約締結前までの場合 落札決定を取り消す。
 - (3) 契約締結後の場合 契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。
- 2 市は、前項の不正使用等について入札参加者の責めに帰すべき事由があるときは、当該入札参加者に対し、指名停止等の措置をとることができる。
 - 3 市は、第1項の不正使用等を行った者が、名簿に登録された者（不正使用等を行った者に不正使用等を指示した者を含む。以下同じ。）である場合は、当該名簿に登録された者に対し、指名停止等の措置をとることができる。

(補則)

第29条 この告示に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による利用者情報の登録については、この告示の施行日前においても行うことができる。

別表（第27条関係）

| 製品名 | 拡張子 |
|----------------------|---------------|
| Microsoft Excel | xlsx、xlsm、xls |
| Microsoft Word | docx、docm、doc |
| Microsoft Powerpoint | pptx、pptm、ppt |
| Visio | vsdx、vsdm |
| その他 | pdf |

紙入札参加承認願

年 月 日

うるま市長 宛

住所：

商号：

氏名：

印

案件名：

上記案件の入札について、下記の理由により電子入札が利用できないため、紙入札による入札参加をご承認ください。

【紙入札参加の理由】該当する項目にチェックを記入してください。

- ICカードが失効、破損等で再発行申請中のため
(発行申請日： 年 月 日)
- システム障害等により電子入札に参加できないため
- ICカードの名義人に変更等があり、新たな名義人によるICカードの取得手続き中のため
(発行申請日： 年 月 日)
- その他 ()

| うるま市使用欄 | | |
|---------|----|----|
| 課長 | 係長 | 担当 |
| | | |

様式第2号（第16条関係）

紙入札参加承認通知書

第 号
年 月 日

様

うるま市長

年 月 日付提出の紙入札承認願については、下記のとおり決定しました。

- 紙入札を認める。
紙入札は下記のとおり行います。

| | |
|---------|---------------|
| 案 件 名 | |
| 入札書提出期限 | 年 月 日 () 時 |
| 提 出 場 所 | |
| 開 札 日 時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 開 札 場 所 | |
| 注 意 事 項 | |

- 紙入札を認めない

理由：

| 入札書 | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 |
| 入札金額 | | | | | | | | | 円 |
| 工事名 | | | | | | | | | |
| 工事場所 | | | | | | | | | |
| 工 期 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | | | | | | | |
| 入札保証金 | | | | | | | | | |
| 電子くじ番号 (3桁) | | | | | | | | | |
| うるま市競争契約入札心得規程及び設計図書等を承諾のうえ入札します。 | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 住 所 | | | | | | | | | |
| 入札者 商 号 | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | |
| 代 理 人 印 | | | | | | | | | |
| うるま市長 様 | | | | | | | | | |

備考:この様式によりがたいものにあっては、この様式に準じて作成することができる。